

埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画 (令和6年度から令和8年度)

彩の国  埼玉県

ごあいさつ

本県における女性支援は、昭和31年に制定された売春防止法に基づく、売春を行うおそれのある女子の保護事業として始まり、その後、支援ニーズの多様化に伴い、DV、家庭関係の破綻、生活困窮等の問題を抱える女性へと事業の対象を拡大してきました。

一方で、女性を取り巻く状況は時代と共に大きく変化し、女性が抱える困難も多様化、複合化及び複雑化していることから、従来の売春防止法を根拠とした枠組みでの対応には限界が生じていました。こうした状況を踏まえ、新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、令和6年4月に施行されます。これにより女性支援の在り方は、従来の売春防止法に基づく「保護更生」という視点から、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」という視点へと大きく転換します。本計画は、この新たな法律に基づき、本県の女性支援をより一層推進するため、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定するものです。

女性は、女性であることにより性的な被害に遭遇しやすく、予期せぬ妊娠等の問題が存在するほか、出産・育児により就業が途切れやすいといった状況があり、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立など社会経済的困難に陥りやすい傾向にあります。県では、こうした様々な困難な問題を抱える女性への支援を強化するため、男女共同参画推進センターと婦人相談センターを統合し、ワンストップで相談から自立支援までを行う体制を整えました。さらに、市町村をはじめ民間団体や関係機関と連携し、「ワンチーム埼玉」で計画の推進に全力で取り組むことで、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指してまいります。

計画策定に当たりましては、埼玉県男女共同参画審議会において、幅広い観点から熱心に御議論いただくとともに、女性支援を担う民間団体や県民の皆様からも多くの貴重な御意見をお寄せいただきました。御協力いただきました方々に心から御礼申し上げます。

令和6年3月



埼玉県知事 大野元裕

<目 次>

第1 計画の基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画における施策の対象者	2
4 計画の期間	2
5 計画の目標	2
6 計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制	2
第2 本県における困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題	8
1 支援機関による対応状況	8
2 市町村・民間団体の状況	13
3 課題	14
第3 計画の体系	17
第4 計画の推進指標	19
第5 計画の内容	20
基本目標 I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	20
1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成	20
2 アウトリーチなどによる早期の把握	22
3 支援のきっかけ作りのための居場所などの提供	23
4 相談支援の充実	23
5 一時保護の充実	25
6 医学的・心理学的な援助による被害回復支援	27
7 日常生活の回復の支援	28
8 同伴児童などへの支援	28

9	支援対象者に寄り添った自立支援	30
10	地域での生活再建を支えるアフターケアの推進	32
基本目標Ⅱ	困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	33
1	支援の中核機関の機能強化	33
2	民間団体との連携・協働の推進	34
3	関係機関との連携体制の充実	35
第6	計画の推進体制	36
1	総合的な基本計画の推進	36
2	県男女共同参画推進センター（女性相談支援センター及び女性自立支援施設）による支援の推進	36
3	市町村における推進体制の整備への支援	36
4	庁内外の関係機関との連携	37
	（参考資料）主な関係機関の支援ネットワーク	38
	資料編	39

第1 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

女性の抱える困難な問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心し、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立しました。また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示されました。

この計画は、法や基本方針を踏まえ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 法第8条第1項に基づき策定する本県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画です。
- (2) 「埼玉県男女共同参画基本計画¹」の下位計画として策定する計画です。
- (3) 県民からの意見や埼玉県男女共同参画審議会からの答申を受け、県が市町村、民間団体及び関係機関と相互に連携して施策の推進に取り組むための計画です。

¹ 本県の男女共同参画の推進に関する基本的な計画。男女共同参画社会基本法第14条及び埼玉県男女共同参画推進条例第12条に基づき、本県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。

3 計画における施策の対象者

法第2条に基づき、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。以下「困難な問題を抱える女性」という。）を対象としています。

4 計画の期間

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

5 計画の目標

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現

6 計画の推進における困難な問題を抱える女性への支援体制

（1）県と市町村の役割

困難な問題を抱える女性への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、それぞれが適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要となります。

ア 県の役割

- ・ 女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、計画的に、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援者の活動の連携及び調整を図ります。
- ・ 段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難

な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。

- ・ 広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を促進します。

イ 市町村の役割

- ・ 支援対象者にとって最も身近な支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・ 困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体でもあることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。
- ・ 必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村と連携して支援を行うなど、関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮を行います。
- ・ 基本計画の策定や女性相談支援員の配置に努めます。
- ・ 当該市町村内における困難な問題を抱える女性への支援窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。

(2) 支援に関わる関係機関の役割

ア 女性相談支援センター

旧売春防止法において規定される「婦人相談所」が前身となります。法における女性相談支援センターは、次の業務を行います。

県では、県婦人相談センターを統合した県男女共同参画推進センター（以下「県男女共同参画推進センター」という）を県の女性相談支援センターとして位置付けます。

- ・ 支援対象者の立場に立った相談対応や相談を行う機関の紹介
- ・ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ・ 支援対象者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助等
- ・ 支援対象者の自立を促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整
- ・ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整
その他の援助

なお、県の女性相談支援センター（一時保護施設）においては法による業務に加え、次の業務を行います。

- ・ 自立の促進のための支援
- ・ 退所者の相談援助
- ・ 入所者が同伴した児童²に対する学習及び生活支援

イ 女性相談支援員

旧売春防止法において規定される「婦人相談員」が前身となります。都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市は女性相談支援員を置くものとし、指定都市以外の市町村は女性相談支援員を置くよう努めるものとされています。

なお、女性相談支援員が配置されていない市町村においては、女性相談を担当する部署において必要な支援を行います。

法における女性相談支援員は、次の業務を行います。

- ・ 丁寧なヒアリングによるアセスメントを行い、支援対象者の意思決定を支援
- ・ 必要に応じて、関係機関との連絡調整を実施
- ・ 最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たすこと
- ・ 児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の実施機関と連携して各種手続に関する支援等を実施することにより、支援対象者を適切な支援につなげること

² 本計画では児童福祉法第4条第1項を踏まえ、満18歳に満たない者をいう。

ウ 女性自立支援施設

旧売春防止法において規定される「婦人保護施設」が前身となります。法における女性自立支援施設は、次の業務を行います。

県では、県男女共同参画推進センターを県の女性自立支援施設として位置付けます。

- ・ 入所を希望する支援対象者を受け入れ、その保護を実施
- ・ 入所者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な援助
- ・ 自立の促進のための生活支援
- ・ 退所者の相談その他の援助
- ・ 入所者が同伴した児童に対する学習及び生活支援

エ 民間団体

法第13条において都道府県が民間団体と協働して支援を行うことや、市町村が民間団体と協働した支援ができる旨が規定されています。

民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で重要となります。県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行います。

- ・ 訪問や巡回、居場所の提供、SNS等を活用した相談支援、アウトリーチによる早期発見、同行支援、一時保護の受託、地域における生活再建等の自立支援など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施

オ その他関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題など多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々であると思われ、さらに一人の女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定されます。

そのため、支援を行う地方公共団体相互間の緊密な連携を図っていくとともに、地方公共団体は、下記の各種関係機関の間で十分な連携を図られるよう配慮をしていく必要があります。

(支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関)

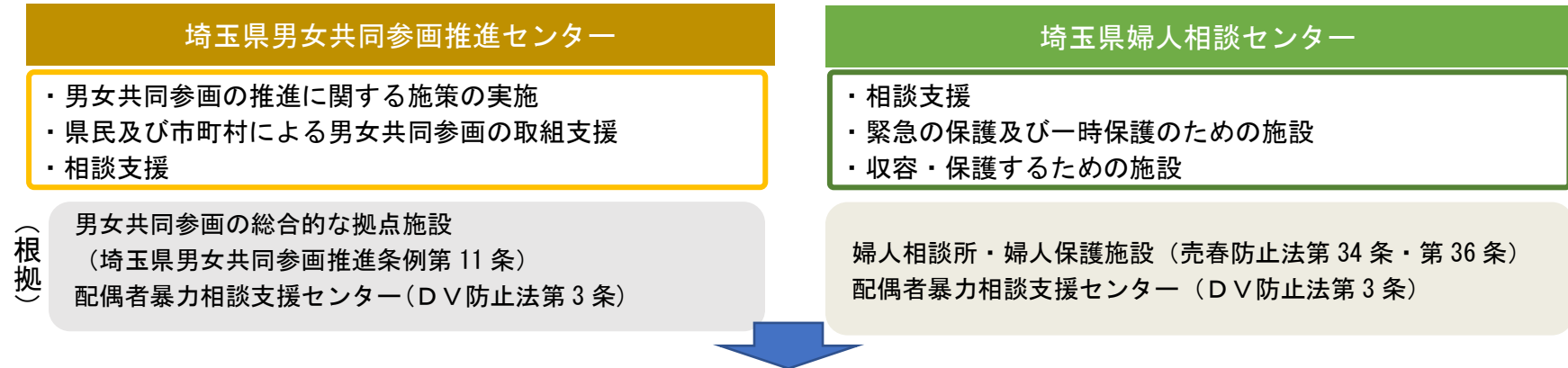
県男女共同参画推進センター（女性相談支援センター・女性自立支援施設）、女性相談支援員、児童相談所、児童福祉施設、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、保育所、都道府県警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士等、配偶者暴力相談支援センター³、都道府県及び市町村の女性支援担当部局、障害保健福祉部局及び男女共同参画主管部局等、障害に係る相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、福祉事務所、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、男女共同参画センター、社会福祉協議会、民間団体、民生委員・児童委員、人権擁護委員、その他社会福祉サービス関係者等

³ 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）付けられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。
①相談 ②医学的・心理学的な指導 ③一時保護 ④自立支援のための情報提供・援助 ⑤保護命令制度に関する情報提供・援助 ⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助。
なお、DVは「ドメスティック・バイオレンス」の略語。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

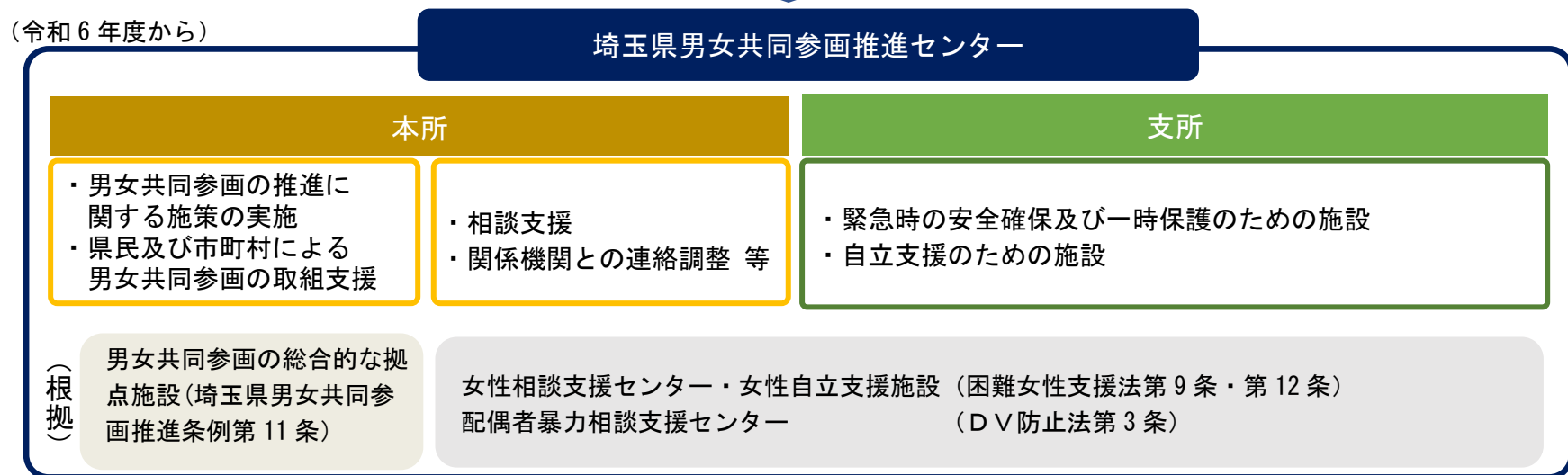
<参考：埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターへ統合>

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、令和6年4月より埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターへ統合し、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化。

(令和5年度まで)



(令和6年度から)



第2 本県における困難な問題を抱える女性支援をめぐる現状と課題

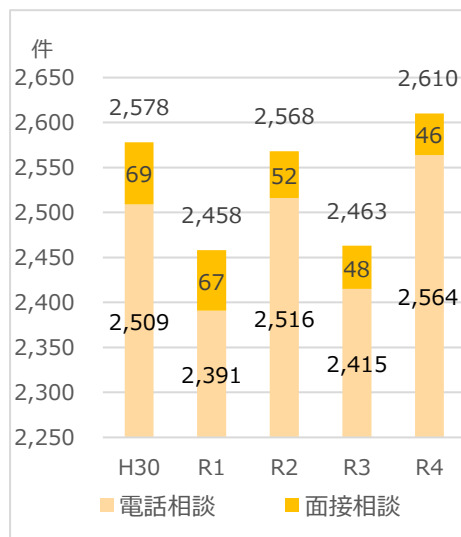
1 支援機関による対応状況

(1) 県婦人相談センターの利用者の状況

ア 相談の状況

県婦人相談センターで受け付けた相談件数の推移は、2,500件前後となっています。令和4年度の主訴別相談の受付状況は、夫等の暴力（DV）が66.2%と最も多くなっています。

<表1 県婦人相談センターの相談件数の推移>



<表2 県婦人相談センターの主訴別相談の受付状況>

		人間関係														住居問題	帰住先なし	経済的問題	医療的問題		売春防止法5条違反	人身取引被害	合計
		夫等				子ども			親族			その他の者の暴力	男女関係	その他	精神的問題				病気・妊娠など				
		夫等の暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族の暴力	その他												
R4	件数(件)	1,727	1	31	43	37	4	14	110	30	48	63	112	28	29	2	29	17	266	19	0	0	2,610
R4	割合(%)	66.2	0	1.2	1.6	1.4	0.2	0.5	4.2	1.1	1.8	2.4	4.3	1.1	1.1	0.1	1.1	0.7	10.2	0.7	0	0	100
R3	件数(件)	1,532	7	52	92	30	0	11	99	23	11	51	115	16	8	2	22	26	342	24	0	0	2,463
R3	割合(%)	62.2	0.3	2.1	3.7	1.2	0	0.4	4.0	0.9	0.4	2.1	4.7	0.6	0.3	0.1	0.9	1.1	13.9	1.0	0	0	100

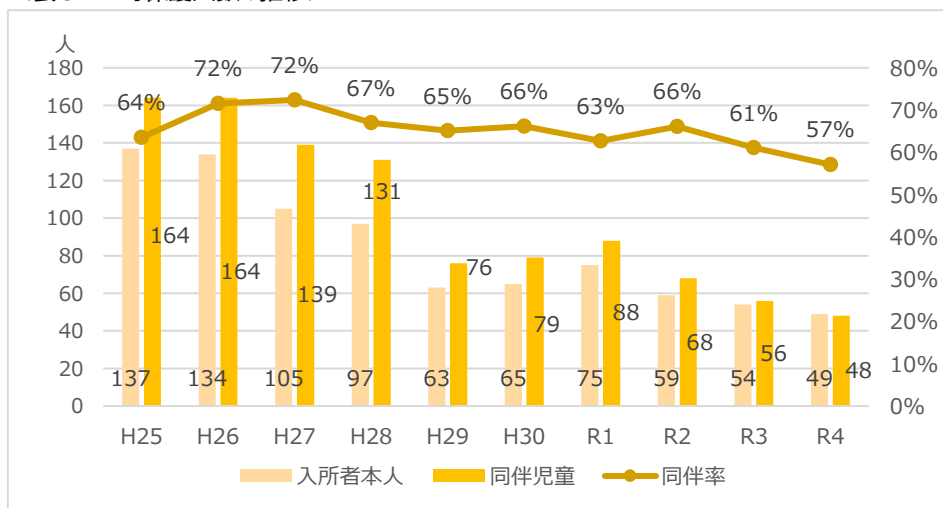
資料：県婦人相談センター調べ（表1～表2）

イ 一時保護の状況

県婦人相談センターにおける一時保護人数の状況は、入所者の様々な事情により、必要に応じて県内外の民間シェルター⁴や社会福祉施設への一時保護委託や、他都県の保護施設との広域相互利用なども活用していますが、減少傾向にあります。

令和4年度における一時保護人数は49人で、同伴児童は48人となっており、入所者のうち同伴児童がいる方の割合である同伴率は57.1%となっています。また、年代別では20代~30代の入所者が多くなっています。令和4年度の主訴別一時保護の状況は、夫等の暴力（DV）によるものが77.6%と最も多くなっています。

<表3 一時保護人数の推移>



<表4 年代別一時保護の状況>

		18歳~19歳	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
R4	人数	3	16	12	9	7	2	49
	割合	6.1%	32.7%	24.5%	18.4%	14.3%	4.1%	100.0%
R3	人数	1	14	17	8	7	7	54
	割合	1.9%	25.9%	31.5%	14.8%	13.0%	13.0%	100.0%

<表5 主訴別一時保護の状況>

主訴		R3件数	R4件数	R4割合
DV	夫等の暴力	46	38	77.6%
他暴力	デートDV	2	2	4.1%
	家族間の問題	4	5	10.2%
	その他の暴力	1	0	0.0%
ストーカー被害		0	1	2.0%
帰宅先なし		1	1	2.0%
その他		0	2	4.1%
人身取引被害		0	0	0.0%
合計		54	49	100%

資料：県婦人相談センター調べ（表3～表5）

⁴ 民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。民間シェルターでは、被害者の一時保護だけにとどまらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な支援を行っている。

(2) 県男女共同参画推進センターの相談の状況

県男女共同参画推進センターでは、男女共同参画の推進に資するため、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じています。また、配偶者暴力相談支援センターの機能も担い、DV相談にも対応しています。相談件数の推移は10,000件弱となっています。令和4年度の主訴別相談件数は、「こころ」の関係が20.3%と最も多くなっています。

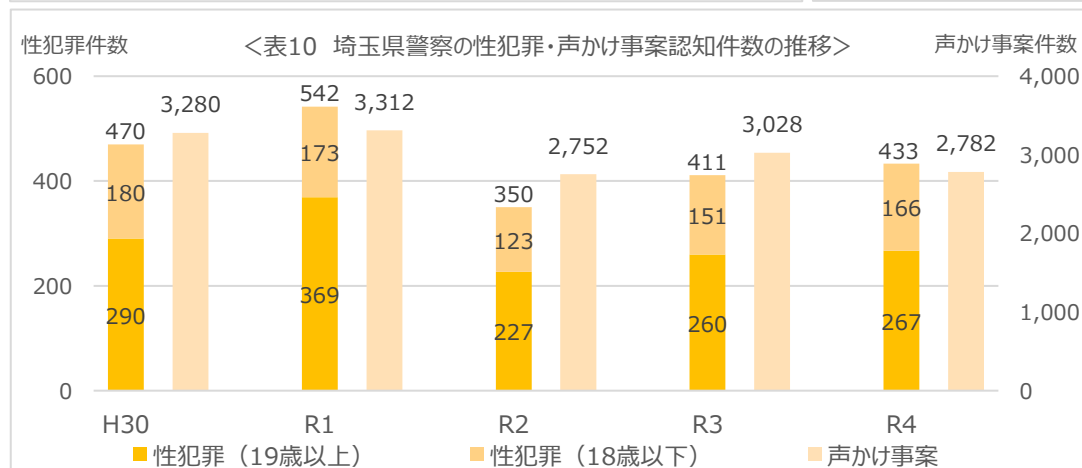
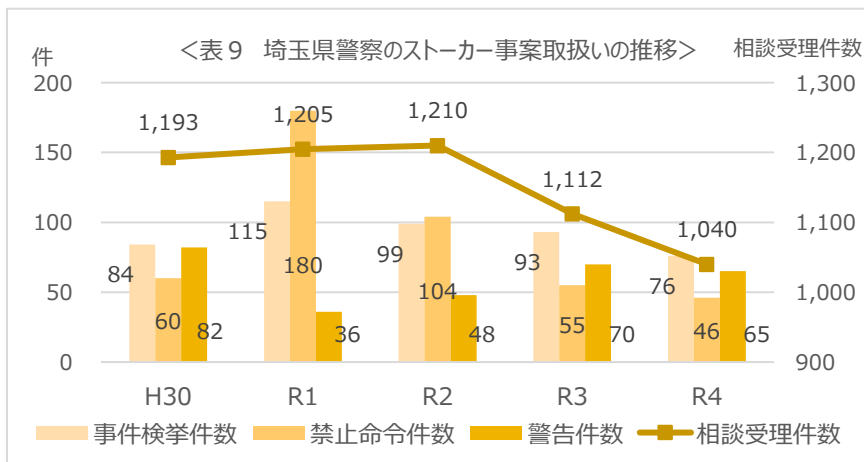
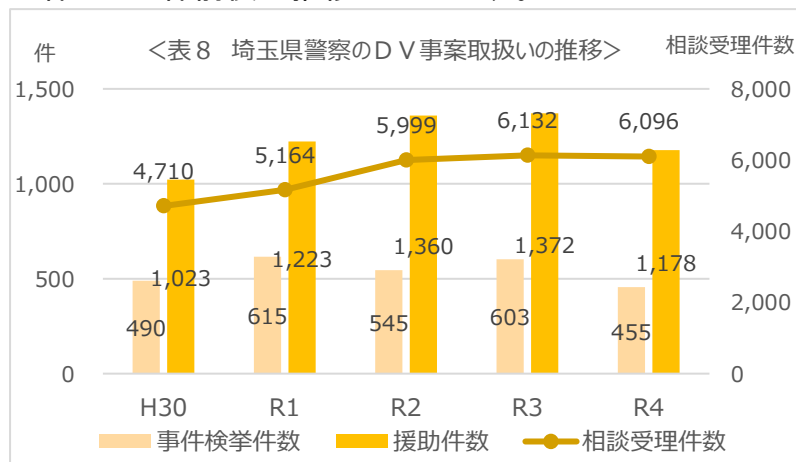
<表6 県男女共同参画推進センターの相談件数の推移> (単位：件) <表7 県男女共同参画推進センターの主訴別相談件数>

		H30	R1	R2	R3	R4											
		9,248	8,032	9,361	9,176	8,732	生き方	こころ	からだ・性	夫婦	家族・親族	人間関係	DV	仕事	暮らし	その他	合計
電話相談		9,248	8,032	9,361	9,176	8,732											
面接相談		37	46	62	38	18											
その他		268	310	312	319	373											
合計		9,553	8,388	9,735	9,533	9,123											
	R4	件数(件)	600	1,851	413	719	1,437	1,357	1,051	353	228	1,114	9,123				
	R4	割合(%)	6.6	20.3	4.5	7.9	15.8	14.9	11.5	3.8	2.5	12.2	100				
	R3	件数(件)	573	1,367	482	862	1,620	1,467	913	381	235	1,633	9,533				
	R3	割合(%)	6	14.3	5.1	9	17	15.4	9.6	4	2.5	17.1	100				

資料：県男女共同参画推進センター調べ（表6～表7）

(3) 埼玉県警察における対応状況

DV事案取扱いの相談受理件数は、増加傾向にあります。ストーカー事案取扱いの相談受理件数は、過去5年間で1,000件を超える状況が続くなど、依然として高い水準で推移しています。性犯罪事案認知件数の状況は、400件～500件前後で推移しています。



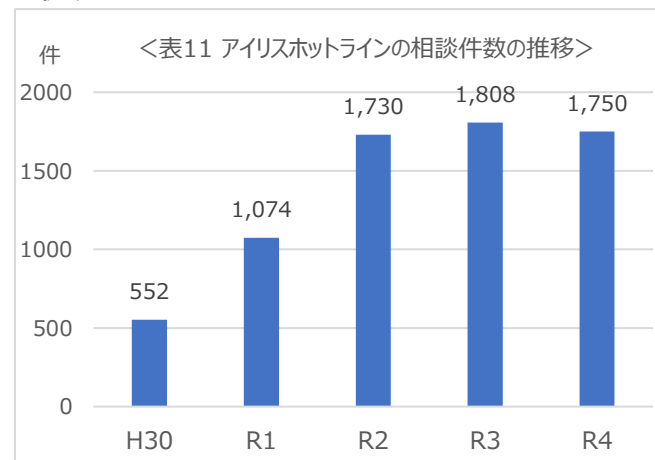
※性犯罪：強制性交等・強制わいせつ

※声かけ事案：子供に対し、犯罪には至らないが、「声をかける」「後をつける」等の行為

資料：令和5年度埼玉県警察 警察のあゆみ（表8～表10）

(4) 性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン⁵）の対応状況

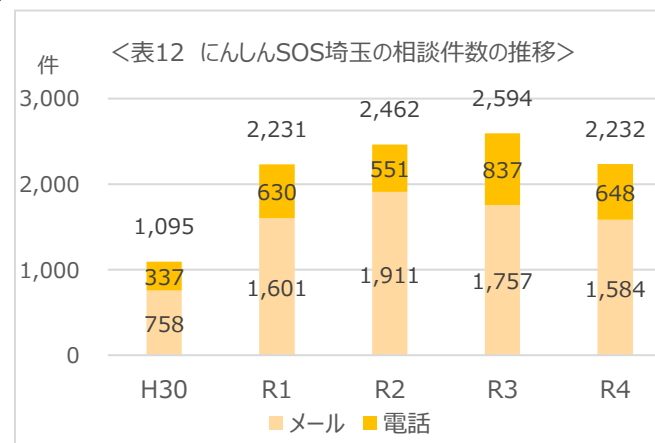
性暴力等犯罪被害の相談件数の推移は、増加傾向にあります。
令和4年度の相談件数は1,750件で、ここ3年の相談件数は、
1,700～1,800件前後で推移しています。



※平成31年4月から24時間365日電話相談対応を開始
資料：県防犯・交通安全課調べ

(5) 予期せぬ妊娠に関する相談（にんしんSOS埼玉⁶）の対応状況

予期せぬ妊娠に関する相談件数は、2,000件台で推移しており、
新型コロナウイルス感染症流行期に増加傾向が見られました。



※平成30年7月から相談を開始
資料：県健康長寿課調べ

⁵ 埼玉県、埼玉県警察、(公社)埼玉犯罪被害者援助センター、埼玉県産婦人科医会が連携して運営している、性犯罪や性暴力にあわれた方の支援を行う相談電話。

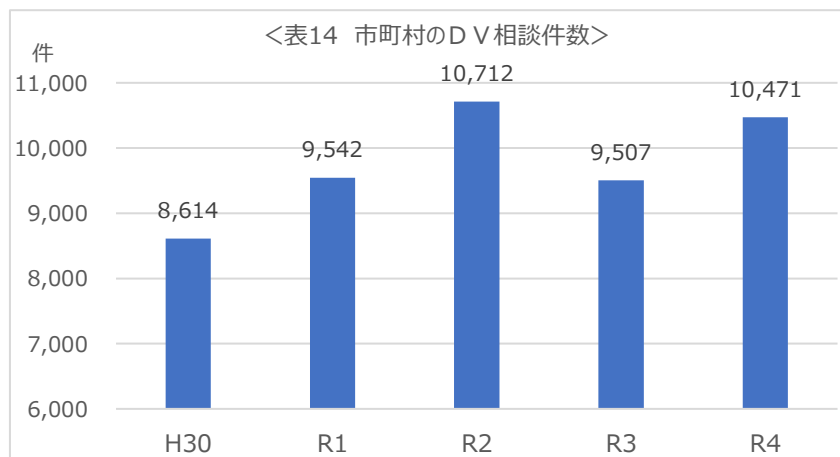
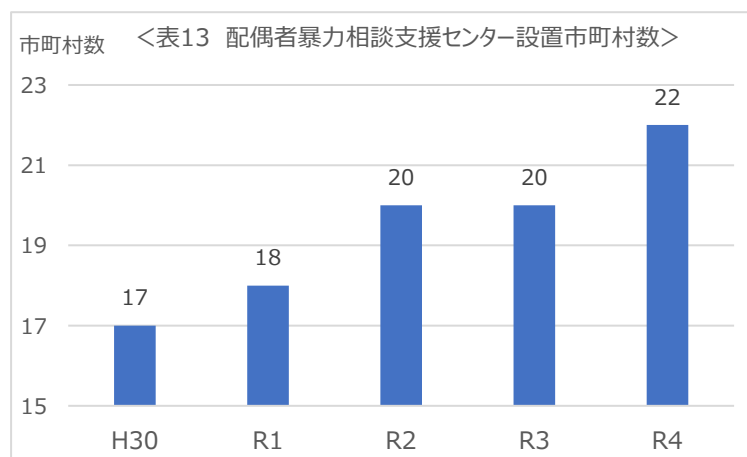
⁶ 埼玉県が設置した思いがけない妊娠に関する電話・メール相談窓口。保健師・助産師・看護師、社会福祉士などの専門相談員が相談に応じる。

2 市町村・民間団体の状況

(1) 市町村の状況

市町村は、DV被害者とその家族にとって身近な相談窓口となっており、県内全市町村においてDV相談に対応しています。また本県では、DV被害者とその家族にとって身近な市町村において、相談から保護・自立支援までの各種支援の窓口として行政手続き等に対応する配偶者暴力相談支援センターの設置を促進しており、令和5年4月1日現在、22市において設置されています。

旧売春防止法において規定される婦人相談員は、令和5年4月1日現在、17市に54人が配置され、DV被害者や要保護女子への相談等に対応しています。



資料：県人権・男女共同参画課調べ（表13～14）

(2) 民間団体の状況

民間団体には、DV被害者等の支援を行う民間シェルター運営団体や、DV被害から逃れた母子向けの心理教育プログラムの実施団体、性犯罪を含む犯罪被害者支援団体、予期せぬ妊娠に関する相談支援団体などがあります。

そのうち、県内でDV被害者等の支援を行う民間シェルター運営団体の状況ですが、令和5年7月1日時点で4団体となっており、シェルターの運営や相談事業、同行支援等の支援を行っています。令和4年度における、相談対応件数は延べ約600件となっており、その相談内容の内訳はDV被害、生活困窮、家族関係等であり、相談者の年代は20代～50代と、幅広くなっていますが、9割超が女性となっています。また、①出張面談、②声掛け・夜間見回り、③ネットパトロールなど、④電話相談、⑤メールでの相談、⑥公的機関からの支援要請の対応等を行っています。

民間団体に対するヒアリング結果⁷からみた支援状況ですが、各支援団体が把握している支援対象者は様々な状況です。その中では、全体的にDV被害を受けている方の割合が高く、DV被害や暴力等が原因で精神的なケアが必要となっている、助けをうまく求められない、家庭環境等により基本的な生活習慣が身に付いていない、安心できる居場所が確保できていないなどの状況にあります。民間団体において、支援対象者との信頼関係を構築しながら、自立に向けてきめ細かな支援に尽力しています。

3 課題

(1) 本人の意向に寄り添った、包括的かつ切れ目のない支援

困難な問題を抱える女性が抱えている課題は、多様化、複合化、複雑化しており、課題解決には中長期的な支援が求められています。女性は性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすいことや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題の存在、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあります。こうした状況を踏まえ、民間団体の支援者からは、民間団体との協働が重要なこと、支援対象者の意向に寄

⁷ 計画策定に当たり、支援対象者が抱える様々な困難の現状や支援に向けた課題を把握するために、県が業務を委託している女性支援団体を対象に実施したヒアリング調査。調査対象は、シェルター運営4団体、心理教育プログラム実施1団体、性犯罪被害者支援1団体、予期せぬ妊娠に関する相談支援1団体の計7団体（令和5年7月：県人権・男女共同参画課）

り添いながら、各支援ステージにおいて、関係機関や団体が切れ目なく折り重なるように支援する必要性が指摘されています。本人の意向に寄り添い、県、市町村、民間団体、関係機関等が連携し、包括的かつ切れ目のない支援が求められています。

(2) 困難な問題を抱える女性が早期に発見され、必要な支援へ結び付けられること

困難な問題を抱える女性の多くが、精神や身体等を傷つけられている状況にあることや、過去の生活経験等により自ら助けを求めにくく、潜在化しやすく、支援対象として見えていない状況にあります。できる限り早期に発見され、相談支援を行う窓口へつなげ必要な支援へと結び付けることが求められています。

(3) 一時保護委託の積極的な活用

県婦人相談センターの一時保護件数は減少傾向にあり、これは全国的な傾向になります（厚生労働省家庭福祉課調べ）。国の調査結果⁸によると、一時保護の同意が得られない理由として、「仕事や学校を休みたくない」、「外出が自由にできない」「携帯電話が使えない」など、入所後もこれまでの生活と変わらない生活を続けたいというニーズが伺われると指摘されています。また、基本方針では地方公共団体によっては支援対象者が配偶者暴力被害者等に限定されている場合があること、一時保護所への入所のハードルが高いことなど、支援対象者に支援を受けることを躊躇させる要因があること、女性側のニーズに対して支援内容や制度が不十分であることが指摘されています。支援対象者の意向に寄り添った支援を進めていく上で、一時保護に当たっては、本人の意向を丁寧に把握して対応するとともに、民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託の積極的な活用が求められています。

(4) アフターケアの実施に向けた体制の構築

県婦人相談センターにおいては、DV被害者の保護が中心となっていることから秘匿性を確保する必要があり、退所者へのアフターケアについては、市町村と連携しながら実施していますが、十分な状況にはありません。法においては、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が支援の中核を担うことが求められており、今後、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が、退所後のアフターケアを適切に担うことができる体制を構築することが求められます。

⁸ 「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究、婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究報告書」（平成 30 年 3 月、厚生労働省）

(5) 民間団体への運営支援

生活に困難を生じ緊急に避難する必要がある場合、避難先としての民間シェルターは避難者の生活再建などについてきめ細かな支援を実施しており、困難な問題を抱える女性の自立にとって欠かせない存在であり、法では都道府県や市町村に対する民間団体との協働が規定されています。他方、国の調査結果⁹によると、民間シェルターの運営に当たる民間団体は財政的基盤の脆弱性やスタッフの高齢化等による人的支援の不足などの課題を抱えていることが指摘されています。本県においても同様の状況にあり、民間団体への運営支援が求められています。

(6) 市町村の女性相談支援員設置体制の強化

法第11条第2項において、市町村に対し女性相談支援員配置の努力義務が示されました。多様な支援対象者にとって最も身近な相談先として市町村の女性相談支援員が大きな役割を果たしていくことが求められます。同条第3項では女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮することとされています。市町村における女性相談支援員の設置促進並びに、県はもとより市町村の女性相談支援員の資質向上が求められています。

⁹ 「DV被害者等のための民間シェルター実態調査報告書」（令和4年5月、内閣府）

第3 計画の体系

目標 困難な問題を抱える女性の 人権が尊重され、女性が安心して、 かつ、自立して暮らせる社会の実現	基本目標	施策の方向性	推進項目
	基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への 包括的かつ継続的な支援	1 女性の人権を尊重する 県民意識の醸成	(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発 (2) 女性に対する暴力根絶のための意識啓発 (3) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進 (4) 性暴力被害防止についての教育・啓発
		2 アウトリーチなどによる 早期の把握	(1) 相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実 (2) SNS等を活用した相談の実施 (3) 民間団体や関係機関と連携した早期の把握
		3 支援のきっかけ作りのため の居場所などの提供	(1) 民間団体による居場所の提供の促進 (2) グループ相談会や各種講座などの実施
		4 相談支援の充実	(1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実 (2) 県関係機関における相談支援の充実 (3) 市町村における相談支援強化への支援 (4) 民間団体における相談支援強化への支援
		5 一時保護の充実	(1) 多様な支援対象者の一時保護の実施 (2) 一時保護委託の積極的な活用 (3) 児童相談所と連携した同伴児童への支援
		6 医学的・心理学的な援助に よる被害回復支援	(1) 医療機関などの専門機関との連携支援 (2) 被害回復を図るための心理的ケアの実施 (3) 民間団体と協働した心のケアの実施
		7 日常生活の回復の支援	(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援 (2) 民間団体による継続的自立支援

目標 困難な問題を抱える女性の権利が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現	基本目標	施策の方向性	推進項目
	基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	8 同伴児童などへの支援	(1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施 (2) 児童相談所と連携した同伴児童への支援【再掲】 (3) 保育・就学・学習支援 (4) 市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援
		9 支援対象者に寄り添った自立支援	(1) 支援対象者の状況や希望に沿った自立支援方針及び自立支援計画の策定 (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援【再掲】 (3) 医療機関などの専門機関との連携支援【再掲】 (4) 被害回復を図るための心理的ケアの実施【再掲】 (5) 民間団体による継続的自立支援【再掲】 (6) 住宅の確保に関する支援 (7) 就業に関する支援 (8) 経済的な支援
		10 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進	(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援 (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関との連携による退所後支援 (3) 民間団体による継続的自立支援【再掲】
	基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実	1 支援の中核機関の機能強化	(1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実 (2) 女性自立支援施設の支援機能の強化・充実 (3) 女性相談支援員の配置促進及び資質向上 (4) 女性相談支援員の連携強化
		2 民間団体との連携・協働の推進	(1) 民間団体との連携強化 (2) 専門的知見の活用・事業の協働実施 (3) 民間団体の育成・支援
		3 関係機関との連携体制の充実	(1) 県内の関係機関との連携強化 (2) 支援調整会議の設置促進 (3) 連携強化に向けた研修などの機会の提供

第4 計画の推進指標

基本目標	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
I	困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定市町村数	県民生活部	—	全市町村 (R8 年度末)	法第8条第3項に基づく基本計画を策定した県内市町村数。 市町村は、支援対象者にとって最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、県や他市町村、関係機関等と緊密な連携を担うことが求められることから設定。	県内全ての市町村において策定されることを目指し、目標値を設定。
	女性相談支援員配置市町村数	県民生活部	17市 (R5.4.1 現在)	27市 (R8 年度末)	法第11条第2項に基づき、女性相談支援員を配置した県内市町村数。 市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たし、適切な支援へつなげ、継続した支援を担うことから設定。	人口10万人以上の市に重点的に働き掛けることを目指し、目標値を設定。
	県男女共同参画推進センター支所における自立支援講座の実施回数	県民生活部	—	年50回以上	女性相談支援センターの一時保護施設及び女性自立支援施設が入所者向けに実施する自立支援講座の年間実施回数。 計画の目標を目指す上で、自立支援を着実に推進する必要があることから設定。	入所者が、様々な支援を受ける中、週1回程度の自立支援講座の受講を目指し、目標値を設定。

基本目標	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
Ⅱ	女性相談支援員などに対する資質向上研修の開催回数	県民生活部	—	年4回以上	女性相談支援員や行政機関の担当者を対象に、県が、資質向上を目指し実施する研修の年間開催回数。 女性が抱える困難な問題が、多様化、複合化、複雑化している中、支援を必要とする女性に寄り添い、適切な支援へ着実につなげていく上で、女性相談支援員などの資質向上が不可欠であることから設定。	四半期に1回程度の研修の開催を目指し、目標値を設定。

第5 計画の内容

基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

法の基本理念を踏まえ、女性が抱える多様化、複合化及び複雑化した困難に対し、女性の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援が受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その早期の発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供します。年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援していきます。

なお、性的マイノリティについては、相談内容を踏まえ、可能な支援を検討します。

また、地域の関係機関等との連携・協働により早期から切れ目なく継続的な支援を提供します。

【施策の方向性】

1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成

女性は、女性であることにより性的な被害により遭遇しやすいこと、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題の存在、出産、育児により就業が途切れやすいといった状況があり、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあります。

その背景には、女性の人権の軽視、すなわち社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込みや偏見）があります。そこで、困難な問題を抱える女性への支援は、法の基本理念により「人権の擁護」、「男女平等」という視点により推進することが求められています。支援の推進に当たっては、女性の人権を尊重する県民意識の醸成は不可欠となっています。

そこで、固定的性別役割分担意識の解消や女性に対する暴力根絶、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利¹⁰の尊重及び性暴力被害防止に向けた社会的気運の醸成を図ります。

（推進項目）

（１）固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

①県男女共同参画推進センターを拠点とする広報・啓発活動

（県民生活部）

（２）女性に対する暴力根絶のための意識啓発

（県民生活部）

（３）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進

①生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発

（県民生活部、保健医療部）

②妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の啓発

（保健医療部、教育局）

③予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施

（保健医療部）

（４）性暴力被害防止についての教育・啓発

¹⁰ 性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口 / 開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とある。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

①性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実

(総務部、教育局)

②教員に対する研修の実施

(総務部、県民生活部、教育局)

③性暴力被害防止についてのセミナー・防犯講話等の実施

(県民生活部、警察本部)

【施策の方向性】

2 アウトリーチなどによる早期の把握

女性相談支援センター及び女性自立支援施設、女性相談支援員、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知するとともに、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組みます。入り口の段階では可能な限り幅広い者を対象とし、支援対象者の意向を十分に尊重し、適切な機関や団体等との連携を図ります。

(推進項目)

(1) 相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実

(県民生活部)

(2) SNS等を活用した相談の実施

①ウェブチャット及びインターネット相談の実施

(県民生活部、保健医療部)

(3) 民間団体や関係機関と連携した早期の把握

①民間団体による出張相談の実施

(県民生活部)

②早期把握に向けた民間団体や関係機関との連携強化

(県民生活部)

【施策の方向性】

3 支援のきっかけ作りのための居場所などの提供

困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り、支援者と話したり、他の女性との交流などができるような場は、その後の支援につながる相談のきっかけ作りとして有効です。そのため、居場所の提供の促進を図ります。また、参加者が気軽に悩みを相談できるグループ相談会や各種講座等を実施します。

(推進項目)

(1) 民間団体による居場所の提供の促進

①民間団体によるアットホームな居場所の提供

(県民生活部)

(2) グループ相談会や各種講座などの実施

①グループ相談会の実施

(県民生活部)

②女性向けセミナーの実施

(県民生活部)

【施策の方向性】

4 相談支援の充実

多様化・複合化及び複雑化する困難な問題を抱える女性からの相談への対応に当たっては、本人の課題や背景などの内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針の検討などを進めることが求められます。

女性相談支援センターは支援の中核となる機関として、市町村や関係機関、民間団体と連携しながら、相談支援の充実を図ります。また、市町村における相談支援の充実を図るため、法 8 条第 3 項で努力義務となっている基本計画の策定支援や、法 11 条第 2 項で努力義務となっている女性相談支援員の設置の促進を図ります。さらに、市町村・関係機関、民間団体の相談員やスタッフの資質向上を図ります。

(推進項目)

(1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実

①市町村、県福祉事務所や民間団体等との総合調整

(県民生活部)

②女性相談支援員などへの研修機会の提供

(県民生活部)

③関係機関と連携した支援対象者の自立に向けた支援の充実

(県民生活部)

(2) 県関係機関における相談支援の充実

①県福祉事務所の相談支援¹¹の充実

(県民生活部、福祉部)

②性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン）の相談支援の充実

(県民生活部)

③外国人総合相談センター埼玉¹²との連携

(県民生活部)

(3) 市町村における相談支援強化への支援

¹¹ 県福祉事務所に配属されている母子・父子自立支援員が相談支援を行う。

¹² 埼玉県が設置し、(公財)埼玉県国際交流協会が運営する外国人向けの相談窓口。やさしい日本語と 12 言語（英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ロシア語、ウクライナ語）で電話・メールで生活相談を受け付けている。専門的な相談は関係機関を紹介する。公共機関や病院等における電話通訳も行う。

①市町村の基本計画策定及び取組への支援

(県民生活部、関係部局)

②女性相談支援員配置への働き掛け

(県民生活部)

③市町村職員及び女性相談支援員への研修機会の提供

(県民生活部)

(4) 民間団体における相談支援強化への支援

①相談支援の資質向上を図るための研修機会や情報の提供

(県民生活部)

【施策の方向性】

5 一時保護の充実

一時保護を必要とする支援対象者が抱える課題に応じ、迅速かつ適切な保護を実施し、支援対象者が安定した状態で新しい生活の場に移行し、定着できるように関係機関との連携を強化するなど、体制の整備をしていきます。

また、女性相談支援センターによるアセスメントを通じ、支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況を適切に把握した上で、支援を適切に進めるとともに、県内外の民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託を積極的に活用します。

(推進項目)

(1) 多様な支援対象者の一時保護の実施

①一時保護施設と市町村など関係機関との連携強化

(県民生活部)

②入所者及び同伴児童への心のケアの推進

(県民生活部)

③同伴児童への保育・学習支援の充実

(県民生活部)

④支援対象者の安全確保を図るための緊急一時保護の実施

(県民生活部)

⑤母子の状況に応じた母子緊急一時保護の実施

(福祉部)

⑥外国人の支援対象者に対し通訳や翻訳機械等を活用した一時保護対応の実施

(県民生活部)

⑦障害のある支援対象者に対する市町村、福祉事務所及び保健所と連携した円滑な障害者支援施設などへの入所支援

(県民生活部、福祉部)

⑧高齢の支援対象者に対する市町村、福祉事務所及び保健所と連携した円滑な高齢者施設などへの入所支援

(県民生活部、福祉部)

(2) 一時保護委託の積極的な活用

①民間団体支援専門員¹³による支援の参画など民間団体との連携強化

(県民生活部)

②一時保護委託施設への直接入所など支援対象者の利便性の向上を図るための支援の在り方の検討

(県民生活部)

(3) 児童相談所と連携した同伴児童への支援

①市町村要保護児童対策地域協議会¹⁴を通じた支援

(県民生活部、福祉部)

¹³ 民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する職員

¹⁴ 児童福祉法に基づき設置される、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。

②子育ての悩みや家族からの虐待に関するSNS相談の実施

(福祉部)

【施策の方向性】

6 医学的・心理学的な援助による被害回復支援

暴力等の被害や差別、社会的排除等の経験からの心身の健康回復には一定の期間を要することも想定されます。医療機関などの専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うと同時に、生活の中での被害回復に向けた中長期的に寄り添い続ける支援を行っていきます。

(推進項目)

(1) 医療機関などの専門機関との連携支援

(県民生活部)

(2) 被害回復を図るための心理的ケアの実施

①女性相談支援センター及び女性自立支援施設での心理アセスメント及び心理的ケアの実施

(県民生活部)

②DV被害母子に対する心のケアの実施

(県民生活部)

③女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援

(県民生活部)

(3) 民間団体と協働した心のケアの実施

①民間団体による継続的自立支援

(県民生活部)

【施策の方向性】

7 日常生活の回復の支援

支援対象者は、サポートを受けながら、安全かつ安心できる環境下で生活し、被害からの心身の健康回復やその人らしい日常生活を取り戻せるように生活面におけるケアの実施などの支援を実施することが重要です。女性相談支援センター及び女性自立支援施設における自立支援の一環として対応するとともに、民間団体との連携を通じ、日常生活の回復を図っていきます。

（推進項目）

（1）女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援

①個々の意向や状況に応じた入所に係る支援

（県民生活部）

②生活再建に向けた支援

（県民生活部）

③日常生活の回復に向けた退所後支援

（県民生活部）

（2）民間団体による継続的自立支援

①個々の意向や状況に応じた継続的自立支援（相談対応・情報提供・同行支援・心のケアなど）

（県民生活部）

【施策の方向性】

8 同伴児童などへの支援

支援対象女性の同伴児童等に対して、情報の聞き取りを行った上で、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携しつつ、学習支援・心のケア等の適切な支援を実施します。

(推進項目)

(1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施

①DV被害母子に対する心のケアの実施【再掲】

(県民生活部)

②児童相談所による年齢や心理状態に応じた心理的ケア等の実施

(福祉部)

③児童相談所や児童福祉施設、関係機関が連携した施策の実施

(福祉部)

④保健所による子どもの心の健康相談事業の実施

(保健医療部)

⑤女性相談支援センター及び女性自立支援施設の入所者同伴児童への心のケアの実施

(県民生活部)

(2) 児童相談所と連携した同伴児童への支援【再掲】

(3) 保育・就学・学習支援

①虐待やDVのおそれがある家庭の転居先保育所等の優先随時入所の実施

(福祉部)

②女性相談支援センター及び女性自立支援施設の入所者同伴児童への保育・学習支援の充実

(県民生活部)

③母子生活支援施設¹⁵における保育・学習支援

(福祉部)

¹⁵ 児童福祉法に基づき設置される、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設。

④就学に関する情報の提供

(県民生活部)

(4) 市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援

(県民生活部)

【施策の方向性】

9 支援対象者に寄り添った自立支援

女性相談支援センターや市町村において、支援対象者の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、自立支援方針を検討します。また、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が自立支援計画を策定し、支援します。

(推進項目)

(1) 支援対象者の状況や希望に沿った自立支援方針及び自立支援計画の策定

(県民生活部)

(2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援【再掲】

(県民生活部)

(3) 医療機関などの専門機関との連携支援【再掲】

(県民生活部)

(4) 被害回復を図るための心理的ケアの実施【再掲】

(県民生活部)

(5) 民間団体による継続的自立支援【再掲】

(県民生活部)

(6) 住宅の確保に関する支援

①母子世帯やDV被害者等に対する県営住宅入居申込時の優遇抽選¹⁶の実施

(都市整備部)

②DV被害者等を対象に県営住宅の一時利用による居住支援

(都市整備部)

③住宅確保支援

(県民生活部)

④生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給

(福祉部)

⑤母子生活支援施設への入所支援

(福祉部)

⑥民間ステップハウス¹⁷など民間施設の活用

(県民生活部)

⑦住宅確保要配慮者¹⁸に対する居住支援

(都市整備部)

(7) 就業に関する支援

①配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供

(県民生活部)

②就業支援・職業訓練による支援(県女性キャリアセンター¹⁹・埼玉しごとセンター²⁰・県立高等技術専門校)

(産業労働部)

¹⁶ 住宅の困窮事情に応じて当選確率を高くする制度。

¹⁷ DVからの避難の後、すぐに自立生活に移れない被害者が心のケアや自立の準備をするための、民間団体が運営する中間的な施設。

¹⁸ 住宅の確保に特に配慮を要する者。低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭など。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定義されている。

¹⁹ 働きたい女性、働く女性を支援する就業支援施設。女性の仕事に関する相談やセミナー、業務体験、ハローワーク求人情報の検索・職業紹介を行っている。

²⁰ 武蔵浦和合同庁舎(ラムザタワー)に開設している総合就業支援施設。県が行う就職相談等のサービスとハローワークの職業紹介を一体化し、相談から就職までスムーズかつスピーディーにワンストップの支援をしている。令和3年4月に、「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」から名称変更を行った。

③母子・父子福祉センター²¹による就業支援

(福祉部)

(8) 経済的な支援

①生活保護の適切な実施

(福祉部)

②児童扶養手当など子育てに関する経済的支援

(福祉部、保健医療部)

③各種福祉資金貸付制度の情報提供など経済的支援制度に関する活用支援

(県民生活部、福祉部)

【施策の方向性】

10 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進

女性相談支援センター及び女性自立支援施設を退所した支援対象者や同伴家族が、安定して自立した生活が営めるよう、退所後も市町村や関係機関と連携しながら継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行っていきます。

(推進項目)

(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援

①電話によるフォローアップ相談の実施

(県民生活部)

②出張面談によるアフターケアの実施

(県民生活部)

²¹ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき設置される、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

(2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関との連携による退所後支援

(県民生活部)

(3) 民間団体による継続的自立支援【再掲】

(県民生活部)

基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

困難な問題を抱える女性の支援に当たっては、支援に関わる全ての関係機関や民間団体などと連携し、協働していくことが求められます。

支援対象者の意思を最大限尊重したきめ細かな支援を行うために、支援の中核機関である女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設の機能を強化するとともに、民間団体や関係機関と連携して最適な支援を提供できるよう、支援人材の育成やネットワークの構築など、支援体制を充実します。

【施策の方向性】

1 支援の中核機関の機能強化

支援の中核を担う女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実にあわせて、入所を希望する支援対象者を受け入れ、その保護を実施し、自立の促進のための生活支援などを担う女性自立支援施設の支援機能の強化・充実にあわせて、女性相談支援員の配置を促進するとともに資質の向上を図り、連携を強化します。

(推進項目)

(1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実

(県民生活部)

(2) 女性自立支援施設の支援機能の強化・充実

(県民生活部)

(3) 女性相談支援員の配置促進及び資質向上

(県民生活部)

(4) 女性相談支援員の連携強化

① 県・市町村の女性相談支援員による定例連携会議の実施

(県民生活部)

【施策の方向性】

2 民間団体との連携・協働の推進

行政機関による困難な問題を抱える女性への支援に関する施策と、豊富な知見や経験を有する民間団体の支援のそれぞれの強みを生かした相互連携を進めます。埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議²²の実施などを通じ、体制の整備を推進します。また、各地域における支援の担い手となる民間団体が運営を継続するに当たっての支援や、人材育成の支援を行います

(推進項目)

(1) 民間団体との連携強化

① 埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議における民間団体の参加促進

(県民生活部)

(2) 専門的知見の活用・事業の協働実施

① 民間団体スタッフを講師とする研修会の実施

(県民生活部)

(3) 民間団体の育成・支援

① 事業活動への支援

(県民生活部)

²² 困難な問題を抱える女性及びDVの被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するために、被害者支援に関わる機関・団体等の連携を図るために設置される会議

②人材育成に関する支援

(県民生活部)

③民間シェルター等への支援

(県民生活部)

【施策の方向性】

3 関係機関との連携体制の充実

困難な問題を抱える女性への支援に向けて、県内の関係機関との連携の構築や、市町村における支援調整会議の設置促進を通じ、各々の連携・協働の体制の強化を図り、適切かつ円滑な支援につなげます。

(推進項目)

(1) 県内の関係機関との連携強化

①福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他の分野との連携の構築及び情報共有

(県民生活部、関係部局)

②暴力等による犯罪被害者支援について警察等との連携強化

(県民生活部、警察本部)

③性的な被害による緊急的な支援に備えた性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（アイリスホットライン）等との連携強化

(県民生活部)

(2) 支援調整会議の設置促進

①県における福祉事務所や関係部署、民間団体や関係機関などを構成員とする支援調整会議の設置

(県民生活部)

②市町村における福祉事務所や関係部署、民間団体や関係機関などを構成員とする支援調整会議設置の働き掛け

(県民生活部)

(3) 連携強化に向けた研修などの機会の提供

①女性相談支援員や関係部署担当者、民間団体の専門的知識の習得及び資質向上を図るための研修の実施

(県民生活部)

②相互連携を図るための国のポータルサイトを活用した情報共有の推進

(県民生活部)

第6 計画の推進体制

1 総合的な基本計画の推進

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

埼玉県男女共同参画推進会議²³とその実務を担当する幹事会などにおいて、本計画の推進、連絡調整、進行管理及び各施策の検証を行います。

(2) 埼玉県男女共同参画審議会の意見の反映

埼玉県男女共同参画審議会に本計画の進捗状況を報告し、意見を施策へ反映します。

2 県男女共同参画推進センター（女性相談支援センター及び女性自立支援施設）による支援の推進

県男女共同参画推進センターは、支援の中核機関として関係機関と連携を図りながら最適な支援の実施を推進します。

3 市町村における推進体制の整備への支援

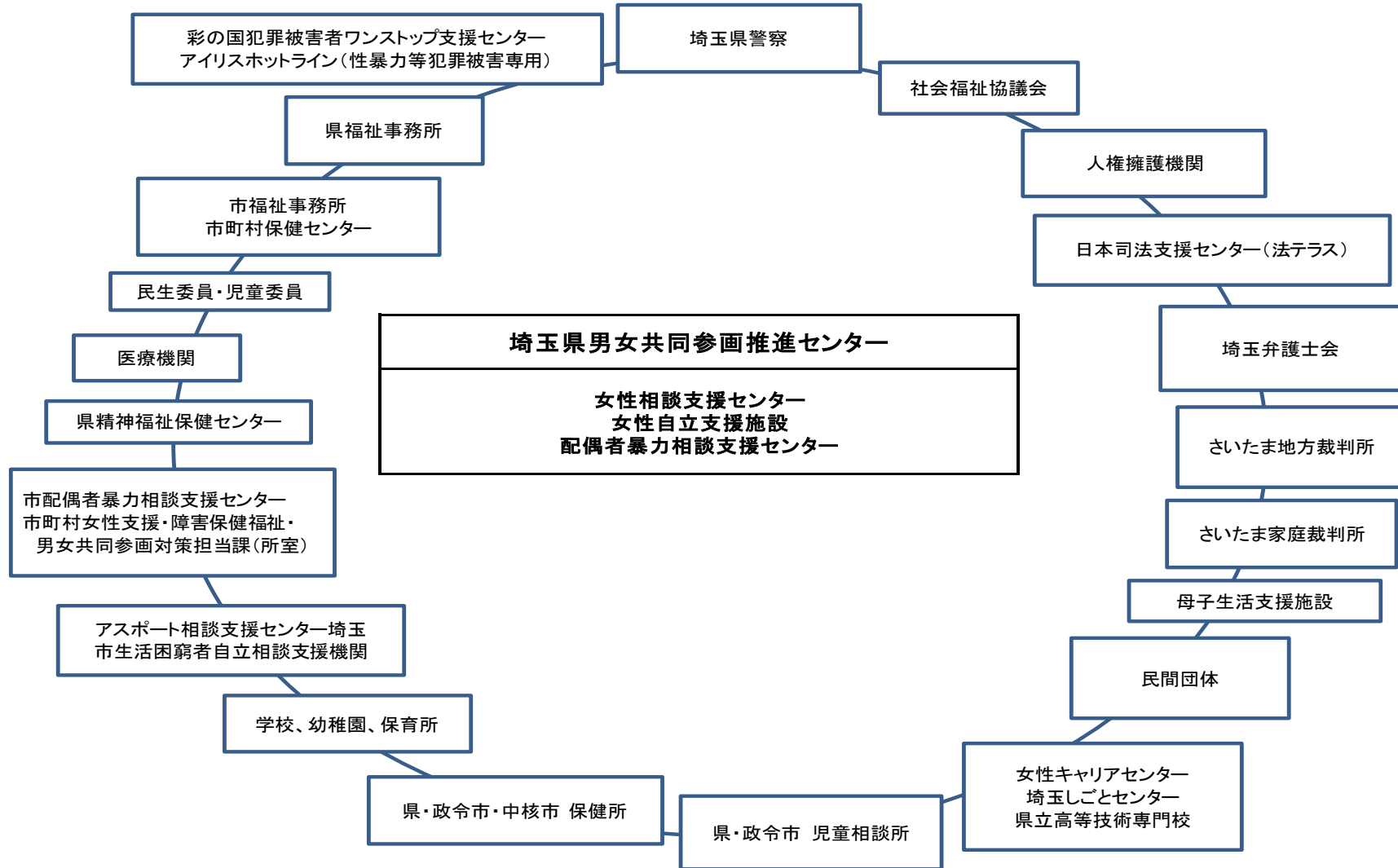
最も身近で様々な福祉制度の実施主体である市町村において、基本計画の策定をはじめ、女性相談支援員の資質向上などの取組が効果的に実施されるよう市町村における推進体制の整備を支援します。

²³ 本県における男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため設置された庁内推進会議。

4 庁内外の関係機関との連携

庁内外の関係機関で構成する埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議において、本計画の推進状況等に係る意見聴取を図ります。

(参考資料) 主な関係機関の支援ネットワーク



資料編

1 策定の経緯及び関連資料

- (1) 「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定の経緯
- (2) 埼玉県男女共同参画審議会委員名簿

2 関係機関の支援ネットワーク

埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議設置要綱

3 関係法令

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）
- (2) 埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成十三年十二月二十八日条例第七十九号）
- (3) 埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和五年十二月二十六日条例第三十八号）

1 策定の経緯及び関連資料

(1) 「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」策定の経緯

ア 知事から「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画素案」の策定について諮問
(令和5年8月30日付け人男女第239号)

イ 埼玉県男女共同参画審議会

開催日	開催	主な議題
令和5年8月30日	第64回	埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定について
令和6年1月22日	第65回	埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(案)について

ウ 埼玉県男女共同参画審議会からの答申

「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画について(答申)」
(令和6年1月31日男女審第1号)

エ 県民意見の募集

県民コメントの実施(令和5年10月17日から11月15日、意見数 188件)

オ 県議会における報告

埼玉県議会2月定例会総務県民生活委員会で「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画(案)」を行政課題報告(令和6年3月6日)

(2) 埼玉県男女共同参画審議会規則及び委員名簿

ア 埼玉県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 男女共同参画の推進に関する活動を行っている者
- 三 市町村の長
- 四 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職 等	備考
安藤 哲也	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン 代表理事・ファウンダー	
石井 正	公募	
石阪 督規	埼玉大学基盤教育研究センター教授	会長代理
臼田 和弘	(一社)埼玉県経営者協会幹事	
河田 晃明	羽生市長	
小林 義治	(株)埼玉新聞社クロスメディア局長兼県北支社長 兼デジタル事業部長	
櫻田 今日子	独立行政法人国立女性教育会館 総務課長	
佐藤 成美	埼玉県立浦和第一女子高等学校校長	令和5年4月1日～
柴崎 勉	皆野町長	
杉田 真衣	東京都立大学人文社会学部准教授	
知久 いづみ	日本女医会埼玉支部理事	
徳田 玲亜	弁護士	

布柴 靖枝	文教大学人間科学部教授	会長
原 恵美子	ロータリー株式会社代表取締役社長 サイタマ・レディース経営者クラブ副会長	
辺田 幸子	埼玉労働局雇用環境・均等部長	令和5年4月1日～
宮田 祐子	公募	
目崎 友貴	NTT 労働組合北関東信越総支部 情報労連埼玉県協議会幹事	令和5年9月1日～

(令和6年1月31日現在)

2 関係機関の支援ネットワーク

埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及びドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害者に対する支援等（以下「困難な問題を抱える女性支援等」という。）を行うため、埼玉県困難な問題を抱える女性支援等対策関係機関連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 連携会議は、次の事項を目的として行う。

- (1) 困難な問題を抱える女性支援等を行うために、関係機関と連携体制を構築する。
- (2) 困難な問題を抱える女性支援等を行うために、必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行う。
- (3) 困難な問題を抱える女性支援等の推進のため、困難な問題を抱える女性支援並びにDV防止及びDV被害者支援に係る県の基本計画の進捗状況等について構成員から意見を聞く。
- (4) その他、困難な問題を抱える女性支援等に必要な事項を検討する。

(構成)

第3条 連携会議は、別表の構成団体の推薦等による者（以下「構成員」という。）により行う。

2 議長は埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課長をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 議長に事故があるとき、又は欠けるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 3 議長は必要に応じて、構成員以外の関係者から意見を聞くことができる。

(秘密保持義務)

第5条 連携会議の構成員又は構成員であった者は、正当な理由がなく、連携会議に関して知り得た個人情報等の埼玉県情報公開条例第10条に該当する事項を漏らしてはならない。

(会議の公開・非公開)

第6条 連携会議は、原則、非公開とする。

(事務局)

第7条 連携会議の事務局は、埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営について必要な事項は事務局が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連携会議設置要綱は、廃止する。

別表（第3条関係）

さいたま地方法務局人権擁護課 日本司法支援センター埼玉地方事務所 さいたま地方裁判所
--

防犯・交通安全課
社会福祉課
少子政策課
こども安全課
県福祉事務所
精神保健福祉センター
中央児童相談所
健康長寿課
教育局人権教育課
警察本部警務課
警察本部人身安全対策課
さいたま市及び関係市町村
埼玉県医師会
埼玉県看護協会
埼玉弁護士会
困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援民間団体
埼玉県母子生活支援施設協議会
埼玉県民生委員・児童委員協議会
埼玉県人権擁護委員連合会
男女共同参画推進センター
人権・男女共同参画課

3 関係法令等

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)

第四章 雑則(第十六条—第二十二條)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け取ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

(2) 埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成十三年十二月二十八日条例第七十九号）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 本所（第三条—第十五条）

第三章 支所（第十六条—第十九条）

第四章 雑則（第二十条）

附則

第一章 総則

追加〔令和五年条例三七号〕

（設置）

第一条 男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するため、埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次に掲げる施設とする。

一 埼玉県男女共同参画推進条例（平成十二年埼玉県条例第十二号）第十一条の総合的な拠点施設

二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「困難女性支援法」という。）第九条第一項の女性相談支援センター

三 困難女性支援法第十二条第一項の女性自立支援施設

四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第三条第一項の配偶者暴力相談支援センター

3 センターは、本所及び支所で構成し、それぞれ次に掲げる場所に設置する。

一 本所にあつては、さいたま市中央区新都心二番地二

二 支所にあつては、さいたま市

一部改正〔平成一四年条例七四号・一五年六九号・令和五年三七号〕

(業務)

第二条 本所は、次に掲げる業務を行う。

- 一 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - 二 男女共同参画の推進に関する相談に関すること。
 - 三 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催に関すること。
 - 四 男女共同参画の推進に関する県民の自主的な活動及び交流の支援に関すること。
 - 五 男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。
 - 六 困難女性支援法第九条第三項第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務(緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。)に関すること。
 - 七 配偶者暴力防止法第三条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号まで(配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。次項第四号において同じ。)に掲げる業務(緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものを除く。)に関すること。
 - 八 セミナー室、視聴覚セミナー室、和室、準備室及び情報ライブラリー並びに附属設備の利用に関すること。
 - 九 その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 2** 支所は、次に掲げる業務を行う。
- 一 困難女性支援法第九条第三項第一号及び第三号から第五号までに掲げる業務(緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。)に関すること。
 - 二 困難女性支援法第九条第三項第二号に掲げる業務に関すること。
 - 三 困難女性支援法第十二条第一項の自立支援に関すること。
 - 四 配偶者暴力防止法第三条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる業務(緊急時における安全の確保及び一時保護が行われた者に対するものに限る。)に関すること。

五 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号(配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。)に掲げる業務に関すること。

六 配偶者暴力防止法第五条の被害者の保護に関すること。

一部改正〔平成二三年条例一三号・令和五年三七号〕

第二章 本所

追加〔令和五年条例三七号〕

(休館日)

第三条 本所の休館日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

2 知事は、本所の管理上必要があるときは、臨時に本所の休館日を定めることができる。

一部改正〔令和五年条例三七号〕

(利用時間)

第四条 本所を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

一 月曜日から土曜日まで(次号に規定する休日を除く。) 午前九時三十分から午後九時まで

二 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日 午前九時三十分から午後五時三十分(セミナー室、視聴覚セミナー室、和室及び準備室(以下「セミナー室等」という。)にあっては、午後五時)まで

一部改正〔平成二三年条例一三号・令和五年三七号〕

(利用の許可)

第五条 セミナー室等又は附属設備を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

一 本所の管理上支障があると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他本所の設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

一部改正〔令和五年条例三七号〕

(利用期間)

第六条 セミナー室等を引き続き利用することができる期間は、五日とする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第七条 第五条第一項の許可を受けた者(以下「利用権利者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第八条 知事は、本所の利用者の遵守事項を定め、及び本所の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

一部改正〔令和五年条例三七号〕

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第九条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は本所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第五条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

二 第七条の規定に違反したとき。

三 第十三条の規定に違反したとき。

四 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

一部改正〔平成一七年条例一六号・令和五年三七号〕

(原状回復)

第十条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該利用に係るセミナー室等又は附属設備を原状に復しなければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第十一条 本所の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に本所の施設若しくは設備を損傷し、又は本所の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

一部改正〔令和五年条例三七号〕

(立入りの禁止等)

第十二条 知事は、本所内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、本所からの退去を命ずることができる。

一部改正〔令和五年条例三七号〕

(使用料)

第十三条 セミナー室等又は附属設備の利用権利者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例一六号〕

(使用料の減免)

第十四条 知事は、特別の必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例一六号〕

(使用料の還付)

第十五条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- 一 本所の管理上特に必要があるため、知事が利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、セミナー室等又は附属設備を利用することができないとき。

一部改正〔平成一七年条例一六号・令和五年三七号〕

第三章 支所

追加〔令和五年条例三七号〕

(入所の承認)

第十六条 支所に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けることができる者は、困難女性支援法第二条の困難な問題を抱える女性又は配偶者暴力防止法第一条第二項の被害者(配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 疾病のため医療機関に入院し医療を受ける必要のある者
- 二 常時の介護を必要とする者
- 三 薬物の常用等により支所の他の入所者の保護等に著しい支障を及ぼすおそれのある者

追加〔令和五年条例三七号〕

(入所期間及び入所定員)

第十七条 支所の入所期間及び入所定員は、次の表のとおりとする。

区分	入所期間	入所定員
一時保護のための施設	二週間以内(ただし、知事が認めるときは、入所後おおむね四週間の範囲内で延長することができる。)	二十人
自立支援のための施設	一年以内	

追加〔令和五年条例三七号〕

(退所)

第十八条 支所に入所した者(以下この条において「入所者」という。)は、知事が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退所しなければならない。

- 一 自立して生活することが可能となったとき。
- 二 おおむね三月以上医療機関に入院し、医療を受けることが見込まれるとき。

三 支所以外の施設でその者の保護等のため適当と認められるものへ入所することができることとなったとき。

2 入所者が無断で三日以上外泊した場合は、退所したものとみなす。

3 知事は、入所者がこの条例に基づく規則又は当該規則に基づく命令に違反したときは、退所を命ずることができる。

追加〔令和五年条例三七号〕

(準用)

第十九条 第十一条及び第十二条の規定は、支所について準用する。この場合において、同条中「退去」とあるのは、「退去又は退所」と読み替えるものとする。

追加〔令和五年条例三七号〕

第四章 雑則

追加〔令和五年条例三七号〕

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例一六号・令和五年三七号〕

附 則

この条例は、平成十四年四月二十一日から施行する。

附 則(平成十四年十二月二十四日条例第七十四号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成十五年七月十五日条例第六十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年三月二十九日条例第十六号)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正後の第十三条から第十五条までの規定は、施行の日以後に許可の申請のあった利用について適用し、同日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

附 則(平成二十三年三月十八日条例第十三号)

この条例は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、別表第一号の表の改正規定中セミナー室五の項を削る部分は、同年七月十五日から施行する。

附 則(平成二十六年三月二十七日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(平成三十一年三月十九日条例第二号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(令和五年十二月二十六日条例第三十七号)

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(埼玉県婦人相談センター条例の廃止)

2 埼玉県婦人相談センター条例(昭和六十一年埼玉県条例第十一号)は、廃止する。

(埼玉県婦人相談センター条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の埼玉県婦人相談センター条例(以下「廃止前の条例」という。)による埼玉県婦人相談センターの入所の承認を受けている者は、改正後の埼玉県男女共同参画推進センター条例(以下「改正後の条例」という。)第十六条第一項の規定による承認を受けたものとみなして、改正後の条例の規定の適用を受けるものとする。

4 知事がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした廃止前の条例第四条の規定による退所の命令については、施行日以後においても改正後の条例第一条第三項の支所に係るものとして、なおその効力を有する。

別表(第十三条関係)

一 セミナー室等

施設の名称	使用料(円)		
	午前	午後	夜間
セミナー室一	三、三〇〇	五、二八〇	三、九六〇
セミナー室二	三、三〇〇	五、二八〇	三、九六〇
セミナー室三	一、六五〇	二、六四〇	一、九八〇
セミナー室四	一、六五〇	二、六四〇	一、九八〇
視聴覚セミナー室		五、九四〇	九、三五〇
			七、〇四〇
和室	二、八六〇	四、五一〇	三、四一〇
準備室一	八八〇	一、四三〇	一、一〇〇
準備室二	八八〇	一、四三〇	一、一〇〇

備考 午前とは午前九時三十分から正午まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後六時から午後九時までをいう。

二 附属設備

規則で定める額

一部改正〔平成一七年条例一六号・二三年一三号・二六年二号・三一年二号〕

(3) 埼玉県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和五年十二月二十六日条例第三十八号）